YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.21

ニュースの目次

１．ＥＰＯ訪問記
２．「判例に学ぶ特許実務マニュアル・第４版」７月刊行

>>>

された。

ついで、案内されたのは、ホールから２階へ上って、長い廊下の突当りにあるカンファレンスルーム。ＥＰＣ締約国の参加者が２０人位座れる長机と、部屋の一角にしつらえた通訳用の部屋があった。多国間条約であるＥＰＣについては、締約国の会合がよく開催されるようであった。公用語はよく知られている、英語、仏語、独語の３カ国語が使われるが、各国代表のために通訳席が常備されているのが、多国籍経済圏であるヨーロッパらしい。時には夜中まで会議が行われると言っていた。

同じ２階の廊下には、優秀な発明をした発明者を表彰するパネルが飾ってあった。昨年度の表彰者である数名は、アメリカ人、ヨーロッパ人のほかロシア人が居たようであるが、「日本人は居ないのですか？」と聞いたら、笑って「まだ居ない。」と応えてくれた。

３．廊下を複雑に曲ったり階段を昇り降りして、１本の長い廊下の両横に、同じような小部屋が沢山並んでいる所に来た。ここが、審査官室と紹介され、それらのうちの一室に招き入れられる。審査官のほとんどは個室の審査官室を有しているとのこと。Kardinal さんの部屋は、６畳位のモダンな部屋で、パソコンを置いた執務机と隣合せにやや背の高い机、そして棚などが置いてある。

Kardinal さんの説明によると、調査部でのサーチ結果だけでなく、審査官もサーチをして審査する、ということで、審査官室にあるパソコンを使ってサーチする様子を実際に見せてくれた。サーチ対象の文書は各国語の文書を含み、その中に日本語文献も含んでいるが、日本語文献は、英文要約の部分と図面から読み取れるものを判断しているとのことであった。手近にあった包装書類も見せてくれたが、引用文献欄に日本公報が記載されていた。

出願人との間のコミュニケーションは、必要があれば何回でも行うとのことで、日本や米国のアクションは原則２回とされているのとは異なっている。結構、融通を効かすやり方であり、かなり親切な制度（運用）と思われる。

ただし、査定までに１０年かかっているものもあると言っていた。日本は平均２年というと、とても早いと驚いていたので、どちらが良いのか考え込んでしまう。

４．審査官室での説明の後は別棟の建物内にあるインフォメーションセンターへ移動した。

この移動中に眼に付いたのがＥＰＯ内に設けられている託児所で、ＥＰＯの既婚女性職員はここに子供を預けて働くとのこと。Kardinal さんも子供を預けて働いているそうで、彼女の審査官室にはお子さんの写真が飾ってあった。このような女性が安心して働ける環境を日本も整えないと、少子化対策は難しいと感じたしだい。

さて、インフォメーションセンターでは、ＥＰＯの活動を紹介する各種パンフレットが置かれ、ガイド用のパソコンで各種行事を案内できるようになっており、ＰＲ政策の充実ぶりが伺えた。

５．以上のような要領でＥＰＯ内ツアーを終え、最後は、幾つかあるビルの屋上カフェに行って休息をとった。屋上からの見晴らしは素晴らしく、ミュンヘン市のシンボルであるフラウエン教会やドイツ特許庁が見え、また遥か彼方にスイスアルプスがかすんで見えていた。

６．午後は、WAGNER & GEYER 事務所を訪問

バケーションシーズンにも拘らず、ボスの一人である Dr. Karl H. WARGNER 氏も迎えてくれ、ほかに若手弁理士 Mr. Eric C. Emde 氏と Mr. Dirk W. Carstens 氏を加え、懇談した。

日本のことについて色々と聞かれたり、私の次の予定地であるスイスについて教えてくれたりして、楽しかったが、実務情報として確認できてよかったのは、補正の際の主請求と副請求だった。

日本にいて、解説書を読んだだけでは、いまいち分りにくい点があったが、知りたかった補正パターンをその場でペーパーに書き、これでＯＫの旨を確認できたのは、得がたい収穫であった。

この主請求と副請求について、「実にエクセレントな制度だ。」と云ったら、若手弁理士の Mr. Carstens が我意を得たりといった表情で喜んでいたのが印象的だった。

こうしてミュンヘンの印象深い一日は過ぎていき、連れて行って頂いた有名なパブでの夕食、ビール、ヴィーナーシュニッツェルなど、思い出深い旅となりました。

この旅行で得られた知見は、今後の皆様のＥＰＯ出願に幾分に活かしていきたいと思っています。

>>>